

東京出張

高橋忠太殿

吉助

68 明治13年11月15日 菊池長閑

右上封貴様於波名宛南部邸肩書にして差出候筈十日前後ニハ達
候事と思はるゝ万一不達なれハ郵便局へ談合候間無念猶又申遣
候

第一号十三年十一月十五日記

本月八日附昨日達す宿所番地申越ニ付昨日直ニ帰京并寄留届ヲ

出たり電信不達あるよし初去月廿二日ニ着鎖云々お波へ宛一信

同日返信読ぬ云々第二信廿三日又返信郵便ヲ待テ云々第三信本

月二日難登云々第四信右之通也必竟宿所番地書状ヲ以早速可申

越処当ニならぬ電信ニ任せ後南部邸番号ニ引戻たらハ其子細書

記をハ宜ニさもなく等閑より右之行違ニ至候何時互ニ要用報知す

る事難計爾後転宿するあらハ必早速郵便を以通知するへし

當年中ニハ帰県するよし着已來之處も何様之都合ありて早速帰

県成らぬもの也其事柄心得居れハ夫形之心済しもするもの也況

や御母上様御安心にも成候間事柄委敷承リ度候

去ル三日ニ為換取組左之証書書留にして差出候

記 番号無番

一金百円

通用金九円

右之通盛岡村井様為御登京爰元ニ於て請取為替取組
候條此代金東京表手形着五日限リ沢田忠兵衛様へ無

相違御渡被下度

明治十三年

高橋源八

盛岡出張

菊池武夫殿

「東京九段中坂万年屋

(封筒表)

此度より番号用候貴様方とも此返事より番号附へし往復之用紙互ニ
取究申度此如き野紙なり又半紙なりに定可申候

先達薰写真一枚お波へ遭受取たる也序ニ咄可申候

武夫殿

右貴様お波両名宛肩書南部邸也

長閑

縮緬 一二反 くるみ糖 二箱
松寿糖 二箱

長閑

至急要用

(消印1) (消印2)

(封筒裏)

「岩手県盛岡加賀野

八十六番

菊 池 長 閑

(消印3)

(消印1・2)

「盛岡・陸中・一一・二九・□□(午前)

(消印3)

「東京・一三・一二・五・い」